

給付年金コーナー

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{所得のめやす} = 118\text{万円} + \{\text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円}\}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成30年度に保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくことにより、平成31年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、秩父年金事務所までお問い合わせください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

ちちぶ定住自立圏事業 運転免許証返納者に公共交通利用券を交付します!

平成31年4月1日開始!

運転免許証返納者に公共交通機関の利用機会を提供し、また生活移動手段の一助とするため利用券6,000円分を1回に限り交付します。

対象 町内に住所を有する運転免許証を返納した方
申請の際に必要なもの ・運転免許証返納時に警察署または運転免許センターから発行される「申請による運転免許の取り消し通知」
・返却された「穴の空いた運転免許証」

利用できる公共交通機関 秩父鉄道、西武観光バス、秩父タクシー協会所属のタクシー、秩父市営バス、皆野町営バス、小鹿野町営バス

※使用方法や注意事項等は利用券申請時にご説明します。

問合せ 企画財政課企画財政担当 ☎66・3111 内線221

～有料広告を掲載できます～

広報ながとろ「くらしのメモ」と町HPには有料で広告を載せることができます。詳しくは町HPをご覧ください。

問合せ 企画財政課企画財政担当
☎66・3111 内線222

フェイスブック・インスタグラムの公式アカウントを開設しています!



フェイスブック
「長瀬町 (Nagatoro)」



インスタグラム
「なが撮る」

今月の 介護保険料

■特別徴収(第1期) 今月支給される年金から天引きされます。

■普通徴収(随時第2期) 納期限は5月7日(火)です。*

※口座振替をご利用の方は4月26日(金)が振替日となりますので、残高をご確認ください。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線133